明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕
○東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（一）　二
〔政令〕
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（二九）　二
○経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（三〇）　三
○資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三一）　三
○金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（三二）　五
〔府令〕
○資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（内閣府四）　五
〔府令・省令〕
○社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・法務一）　二九
○銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令等の一部を改正する命令（内閣府・財務一）　三〇
○労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・財務・厚生労働一）　三
○農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令及び水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・財務・農林水産一）　三
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一）　三
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産一）　三
〔省令〕
○経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令（経済産業八）　三
○重油及び粗油等の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令（同九）　三六
〔告示〕
○銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件（金融庁七）　三九
○労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件（金融庁・厚生労働一）　四〇
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十五条第二項第二号、第十二号及び第三十号の規定に基づき、組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件（金融庁・農林水産一）　三九
○漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六条第三項第二号等の規定に基づき、漁業協同組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件（同二）　三九
○農林中央金庫法の施行に関し定める件の一部を改正する件（同三）　三九

本号で公布された法令のあらまし

◇東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部を改正する法律（法律第一号）（総務省）

1　題名を「東日本大震災に対処するための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」に改めることとした。（題名関係）

2　平成二三年度の第二次補正予算及び第四次補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額について、その一部を、同年度内に交付しないで、平成二四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとした。（第五条関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二九号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、放射線監視設備整備臨時特別交付金を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（政令第三〇号）（財務省）

1　経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下「協定」という。）の一部改正に伴い、協定に基づく関税割当制度の対象に追加された物品に係る割当ての方法及び通関手続等を定めることとした。

2　この政令は、協定の改正の効力発生の日から施行することとした。